

# 業務指示書

## 北米・中南米地域中米地域における生態系・湿地保全に関する情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年3月14日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：生態系保全に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括（政策・制度））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：生態系保全に関する政策制度に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはスペイン語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 生態系保全】**

- 1) 類似業務の経験：生態系保全に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはスペイン語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者2】**

業務従事者は想定していません。

**第6 プロポーザルの提出手続き等**

**1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物**

- (1) 期限：2016年3月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

**2 プロポーザルの無効**

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

**第7 見積価格及び内訳書**

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括（政策・制度）

生態系保全

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.59 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年4月4日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米地域における生態系・湿地保全に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(35.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括（政策・制度）	(35.00)	( )
ア) 類似業務の経験	15.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：生態系保全	(25.00)	
ア) 類似業務の経験	15.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

中米地域は地理的・気候的な条件から、沿岸地域を含め生物多様性が豊かな地域であるが、狭隘な地形における開発により生態系の劣化が進んでいる。生物多様性は単に種の多様性のみならず、遺伝資源や生活環境の保全、防災といった機能もあるほか、農業やエコツーリズムにも貢献する開発のための貴重な資源ともなりうる。そのため生態系の保護・回復・持続可能な利用促進は、ミレニアム開発目標 (MDG's) や持続可能な開発目標 (SDG's) で主要なターゲットとなっているほか、生物多様性条約やラムサール条約などの枠組みの中でも取り組みが進められている。

中米地域における環境保全のため、「中米統合機構 (SICA) 中米環境開発委員会 (CCAD)」は「Framework Regional Environmental Strategy (2015-2020)」を策定し、その中で「気候変動とリスク管理」「森林、海洋と生物多様性」「環境の質」「水資源の総合的管理」「貿易と環境」「資金メカニズム」といった戦略重点分野を掲げ、環境保全に取り組む方針を打ち出している。また、生物多様性を地域レベルで保全する生物回廊は、生態系を保全するための主要な概念となっており、中米地域では、世界銀行等の支援の下、「メソアメリカ生物回廊構想 (MBC)」が打ち出されている。

また、メソアメリカ域内の統合を推進し、経済的及び社会的な発展を促進させるために計画された「メソアメリカ統合開発プロジェクト (Project Mesoamerica (PM)<sup>1</sup>)」では、PM 枠組み内のイニチアティブである「メソアメリカ環境持続戦略 (EMSA)」推進のため、SICA-CCAD と覚書を締結し、MBC 推進を中心とした環境分野の協力を強化している。

これまで JICA は、中米各国を対象に、継続的に生態系保全や湿地保全に関する二国間協力を実施してきたが、これら二国間協力で得られた成果を類似の課題を抱える近隣国に普及し、成果を拡大していくことが求められている。このような状況の下、JICA は、2015 年 10 月に SICA との連携強化のための覚書を締結し、生態系・湿地保全を SICA との連携協力の重点の 1 つとして取り組んでいくこととした。SICA と協働することにより、これまでの JICA の協力成果を活かしつつ、中米地域広域の視点で生態系や湿地を保全することが期待されている。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

本調査では、SICA 加盟国を主な対象とし、生態系・湿地保全分野に関する基

<sup>1</sup> SICA 加盟国にメキシコ及びコロンビアの 2 か国を加えた 10 カ国が参加

基礎情報収集や協力ニーズの確認・分析を通じ、中米地域における自然環境保全分野プログラムを検討するとともに、SICA との協働による中米地域協力及び同地域における二国間協力の方向性について検討することを目的とする。

## (2) 対象地域

SICA 加盟国（エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、ドミニカ共和国）及びメキシコ

## 3. 業務の範囲

コンサルタントは「2.(1)業務の目的」を達成するために、「4.業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5.本業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「6.成果品等」に示す報告書を作成し、JICA に提出する。

## 4. 業務実施上の留意事項

### (1) 協力プログラムの視点

本調査は、中米地域の自然環境保全分野の開発課題に対応するため、SICA に対する地域協力及び二国間協力に関する方向性の検討ための基礎情報収集及び分析を行うものである。このため、中米地域における自然環境保全分野の協力プログラムを検討する中で、地域協力案件としての対 SICA 協力、及び二国間協力の方向性の分析を行うことに留意する。

### (2) SICA-CCAD との関係

地域協力案件の検討に関する調査結果については、要所要所で SICA-CCAD と意見交換を行い、SICA 枠組みにおいて策定済みの関連セクター地域政策および戦略との関係性を明確にした上でこれら上位政策や戦略へのアラインと貢献の可能性をより意識すること。

また、現在、SICA 事務局には JICA から SICA 広域協力アドバイザーが派遣されていることから、本アドバイザーと情報共有を図りながら調査を実施することとする。

なお、調査に当たっては SICA 加盟国同士の外交関係、相互の国民感情等にも留意する。

### (3) これまでの JICA 協力による成果の活用及び実施中案件との連携

JICA は自然環境保全分野において、メキシコ、コスタリカ、ホンジュラス、エルサルバドル、パナマなどにおいて二国間協力を実施してきている。このため、コンサルタントは、これまでの JICA 協力による協力成果を十分に踏まえ、

また実施中案件の地域連携可能性についても勘案した調査を実施するように留意する。

#### （４）調査実施中の報告、協議への参加

本調査実施中に、必要に応じて JICA 本部等より直営調査団を派遣し、関係者との協議を行う予定である。コンサルタントは調査結果について、随時 JICA に報告を行うとともに、JICA 調査団の協議に参加すること。

#### （５）調査結果の共有・活用方法の整理

調査で入手したデータや各種調査結果は、公開可能なものは SICA-CCAD 等の関係機関の HP に掲載し、適宜先方により更新され、活用されることが期待されている。そのため、本調査の早い段階から調査データや各種調査結果の共有・活用方法について SICA-CCAD と協議し、その仕組みを整理すること。

### 5. 本業務の内容

#### （１）業務計画の作成、説明

業務計画書案を作成し、JICA に対して説明を行う。そのコメントを踏まえ、必要な修正を行い、業務計画書を JICA に提出する。

また、業務計画書の西語版を作成し、SICA-CCAD 事務局に提出の上、説明を行う。

#### （２）生態系・湿地保全に関する基礎情報の収集

SICA-CCAD（エルサルバドル）、SICA 全加盟国及びメキシコにおいて生態系・湿地保全に関する基礎情報の収集・分析を行う。なお、現時点で、想定される調査内容は以下のとおりであるが、中米地域協力及び二国間協力の方向性を検討するための情報収集・確認調査という観点から、以下の項目を含んだより効果的な業務実施方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

#### ア SICA 加盟国における生態系・湿地保全に係る情報・資料の収集・分析

関係機関へのヒアリング・アンケート、現地調査、文献調査等を通じ、以下の情報・資料の収集・分析を行う。その際、JICA が SICA 加盟国及びメキシコにおいて実施済み及び実施中の案件について、成果、課題、教訓の整理を行う。特に、メキシコに関しては、第三国研修等の南南協力のリソースとしての活用可能性という視点からの調査を行う。

#### ① 関係各国における関連法規・制度およびガイドライン等

- ② 関係各国の生態系・湿地保全に関する計画、予算、実施体制、関連事業の進捗状況、課題、現地リソース（人材、情報等）
- ③ 関係各国における JICA 協力の成果、課題、教訓
- ④ 他ドナー、NGO、国際条約事務局等の活動状況
- ⑤ 生態系・湿地保全を含む自然環境保全分野において協力ニーズが高い内容及び優先度（特に、後述する想定される協力項目に関しての調査を実施）

#### イ 地域枠組みに関する調査

以下の通り、SICA-CCAD 及び PM 等に関して、体制や実施能力等に関する調査を行うとともに、地域全体としての生物多様性・生態系概況について情報の整理・分析を行う。

- ① 生態系・湿地保全に関する地域の枠組み、方針、計画、ガイドライン・マニュアル等（CCAD、PM 等）
- ② CCAD、PM の実施体制、仕組み、実施状況、ドナー支援による地域協力の形成・承認・実施プロセス及びその仕組み
- ③ 他ドナー、NGO、国際条約事務局等の支援状況
- ④ 中米地域における生態系・湿地保全の現状、特徴（地域公共財）、課題

#### (3) 調査結果の取り纏め及び分析

本業務終了後に期待される、中米地域における自然環境保全分野の協力プログラムに基づく SICA-JICA 連携の地域協力案件の検討、及び二国間協力の方向性検討のため、以下の通り調査結果の分析及び共有を行う。

#### ア 調査結果の分析

上述の調査結果を踏まえ、中米地域における地域公共財として、ニーズや優先度が高い地域協力内容を整理する。また、二国間協力における協力の方向性についても同様の整理を行う。これらを踏まえて、中米地域における協力プログラム案（地域協力案件、二国間協力、第三国研修など）として取り纏める。

このうち、地域協力内容に関して、現時点で想定される項目は以下のとおりであるが、これに限らず、SICA-CCAD や PM、各国関係機関と協議の上で、SICA との協働による地域連携協力として焦点を当てるべき内容を分析する。この際、JICA のこれまでの協力成果や JICA の強みが如何に活用できるかという観点にも留意する。

- ①メソアメリカ生物回廊：生物回廊管理への支援のための保護区内外の管理強

化、保護区内における生物多様性インベントリー、国境を越えた保護区間のネットワーク強化（海洋保護区や湿地管理等も含む）<sup>2</sup>など

②生物多様性資源：生物多様性条約及び名古屋議定書に基づくアクセスと利益分配（ABS）に関連した、ガバナンス強化、生物多様性データベース管理、生物資源利用にかかる伝統的知識（Traditional Ecological Knowledge: TEK）など

③流域・湿地管理：これまで JICA が複数カ国で二国間協力を行ってきた流域、湖沼、湿地等に関する協力の強化や地域的展開

④環境政策/環境ガバナンス：生態系サービスに対する支払制度(PES)などの保全のための経済インセンティブや、保護区周辺における開発と環境保全のバランスを図るための生物モニタリング、環境アセスメント手法など

⑤その他：参加型生物多様性保全、エコツーリズム、人材育成など

## イ 中間報告の実施

調査の中間段階の進捗について JICA に報告するとともに、調査後半に向けた方針等を確認する。

## ウ ワークショップの開催

上述の調査結果の分析状況を踏まえ、2016年7月頃に SICA-CCAD や JICA 関係者を参加者とするワークショップ（エルサルバドル開催を想定）を実施し、情報収集及び分析結果について共有・検討を行う。具体的な開催日程や方法等は、JICA 地球環境部や SICA-CCAD 等と協議して決定することとする。また、この検討結果を踏まえて、調査・分析作業に反映させる。

なお、WS の実施に関する経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費等）として、3,000,000 円を見積書に計上すること（内訳不要）。

### （4）報告書の作成

調査結果を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 及び SICA-CCAD に提出する。コンサルタントは JICA 及び SICA-CCAD からのコメントを踏まえ、必要な修正を行い、ファイナルレポートを作成し、JICA 及び

<sup>2</sup>例：コスタリカとパナマにまたがる AI Amistad Biosphere Reserve  
([https://en.wikipedia.org/wiki/La\\_Amistad\\_International\\_Park](https://en.wikipedia.org/wiki/La_Amistad_International_Park))

SICA-CCAD に提出する。

## 6. 成果品等

### (1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における成果品は、ウのファイナルレポートとする。

各報告書の SICA-CCAD 事務局への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結から起算して 10 営業日以内

部数：和文 1 部、西文 11 部（9 部は先方へ配布）

（電子データ、簡易製本（ホッチキス止めでも可））

#### イ ドラフトファイナルレポート（DF/R）

提出時期：2016 年 8 月下旬

部数：和文 1 部、西文 10 部（9 部は先方へ配布）

（電子データ、簡易製本）

#### ウ ファイナルレポート（F/R）

提出時期：2016 年 9 月上旬

部数：和文 2 部、西文 11 部（9 部は先方へ配布）、CD-R 2 部

\* ドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートは上記 5. (2)、(3) の調査結果をまとめた内容とする。

### (2) その他の報告書類

#### ア 調査進捗報告

1～2 週間に 1 度程度、調査の結果（協議、打合せ記録を含む）を取りまとめた進捗報告（和文、電子データ）を JICA に提出する。

#### イ 業務従事月報（コンサルタント等契約の契約書共通仕様書第 7 条に基づく）

記載事項：・当月の進捗、翌月の計画及び当面の課題

・業務従事者の従事計画・実績表



・先方と文書にて合意した事項（文書の写を添付）

提出時期：各月

部 数：1部

ウ 収集資料リスト

提出時期：業務終了時

部 数：1部

（3）報告書の印刷仕様/電子化仕様

先方に提出する各種報告書については、現場で使いやすい印刷仕様を提案し、機構と協議して仕様を決定する。

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、西文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する西文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

契約期間は2016年4月から2016年9月までとし、契約期間中に各業務従事者2回の現地調査を想定している。具体的には、2016年4月中旬より業務を開始し、2016年7月に調査中間段階の結果を共有するためのワークショップを開催する。2016年8月下旬にドラフトファイナルレポート(DF/R)、2016年9月下旬までにファイナルレポート(F/R)を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量目途 合計約 6.58MM

(2) 業務従事者の構成

本調査には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括（政策・制度）（3号）

イ 生態系保全（3号）

#### 3. 相手国の便宜供与

SICA-CCAD や調査対象国からの特別な便宜供与は想定していないため、本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められる。ただし、必要に応じ、JICA は、現地調査開始時における関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

#### 4. 参考資料

(1) 配布資料：

- ・ CCAD 2015-2020 Framework Regional Environmental Strategy
- ・ CBM Director Plan 2020

(2) 貸与資料

下記資料はJICA地球環境部自然環境第二チーム（Tel03-5226-9538）にて貸与

します。

- ・ SICA と JICA の覚書
- ・ JICA 中南米広域連携に関するパワーポイント資料
- ・ 中米地域における自然環境保全分野のプロジェクト関連情報（後述の公開資料に含まれないもの）

(3) 公開資料：

中米地域における下記二国間協力案件に関する報告書等は JICA Web サイトより入手可能。

コスタリカ 参加型生物多様性保全推進プロジェクト

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200130/index.html>

ホンジュラス エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200247/index.html>

ホンジュラス ラ・ウニオン生物回廊プロジェクト

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/9D24AC0B296C577949257EB90079DC65?OpenDocument>

パナマ運河流域保全計画プロジェクト

<http://www.jica.go.jp/oda/project/0603255/index.html>

5. 西語通訳の備上

必要に応じ現地での西語通訳の備上を認める。

6. 現地再委託

現地再委託を想定する業務は想定していないが、現地再委託による調査が必要な調査内容がある場合には、プロポーザルで提案すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その場合の経費については、本見積りとする。なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 7. 安全配慮事項

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各国大使館、JICA の各在外拠点において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。また、常時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

## 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上